

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」の改正案に関する意見募集の結果について

< 提出された意見 >

平成15年2月12日（水）までに、93件の意見が提出されました。
（同一の者から複数の意見が提出されている場合は、延べ件数としています。）

	件 数
技術的基準（告示）に反映することとしたもの	7件
運用段階で対応することとしたもの	17件
今後の検討課題としたもの	22件
採用しなかったもの	38件
その他	9件
総 件 数	93件

	意 見	回 答	件数
1 - 4 (1)	建物の形状、コアの配置、アスペクト比について凡例を提示してください。	解説書で凡例を提示する予定です。	1
1 - 4 (2)	施工範囲を率で示していない場合は、全ての面を施工している場合と解して良いか。	概ね全面に施工している場合を想定しており、その旨を解説書で示す予定です。	1
	屋上緑化の性能を別に技術的基準として示していただきたい。	屋上緑化の性能については特に定める予定はありません。	1
	屋根の断熱材について50mm以上の評価があるが、建築基準法により防火地域及び準防火地域においては外断熱について50mm以下とする規定があるため、実質的には50mmしかできず矛盾している。	防火地域及び準防火地域以外の建築物等も対象とした基準なので50mm以上の区分を設けても矛盾は生じません。	1
	屋根の面積が外壁の面積より大きい場合は、配点を反対にしているかどうか。	簡便な基準とするため原案の通りとします。なお、今後、この仕様基準による届出のデータの蓄積が十分になされた段階で複雑になりすぎない範囲においてご意見の趣旨を反映した基準への見直しも検討すべきと考えています。	1
	一般地域の屋根でポリスチレンフォーム板の厚さが100mm以上の場合100点にしてはどうか。	一般地域で厚さ100mm以上の措置は現状では一般的な省エネの措置ではないため、原案通りとします。なお、今後、省エネ措置の届出のデータの蓄積が十分になされた段階で、ポリエチレンフォーム板の厚さが100mm以上の措置が増加している場合には、ご意見の趣旨を反映した基準への見直しも検討すべきと考えています。	1
1 - 4 (3)	日除け効果係数はボックス型の庇の係数はどうなるのか。	サイドフィン型とオーバーハング型に掲げる数値の積とし、告示でその旨を規定します。	1
1 - 4 トップライトについて	トップライトも外壁の窓と同様に扱うのか。	仕様基準についてはトップライトを想定したものではありませんので、面積の大きなトップライトを有する建築物の場合には性能基準で評価するものとします。なお、トップライトの扱いについては解説書で示す予定です。	1
2 - 4 の対象について	対象とする機器の種類が少ない。例えば、効率の良い「地中熱利用ヒートポンプ」がある。	「地中熱利用ヒートポンプ」については、気象条件による効率値の変動が大きく、点数の設定に必要な基礎的データの蓄積が不足しているため、仕様基準の評価の対象とはなっていませんが、性能基準によって精緻な省エネ評価を行うことが可能です。なお、今後、省エネ措置の届出によりデータの蓄積がされた段階で仕様基準への追加を検討します。	2
	「氷蓄熱パッケージエアコン」の評価対象にすべきである。	「氷蓄熱パッケージエアコン」については、点数の設定に必要な基礎的データの蓄積が不足しているため、仕様基準の評価の対象とはなっていませんが、性能基準によって精緻な省エネ評価を行うことが可能です。なお、今後、省エネ措置の届出によりデータの蓄積がされた段階で仕様基準への追加を検討します。	1
	パッケージエアコンディショナに対する処置は、同じ省エネ法の特定機器の基準と二重規制となっている。全面的見直しを求める。	法律第8条の特定機器は製造事業者に関するものであり、本告示は建築主が講じべき措置の対象として定めたものであり、二重規制とは考えていません。	2
2 - 4 (1) 外気取り入れ	現在の主流である静止型機器の熱交換効率65%程度であるため、熱交換効率65%以上を評価すべきである。	シミュレーション等で検討した結果であること、70%以上のものもあることから、優れた省エネ措置を誘導するため、原案通りとします。	2

	5,000㎡規模のビルの多くで採用されている天井内設置の静止型の省エネタイプは65%程度、回転式は機械室設置になり建築面積も増え省エネにならない。	機械室は非空調のため、機械室の床面積の増加によるエネルギー消費量は増加しない等の理由により、必ずしも省エネにならないとは考えていません。	1
	予熱時の外気取り入れの制御を盛り込むのであれば、事務所空調でOA機器を24時間駆動している際の夜間の外気冷房機能、事業所の基準にあるCO2制御機能についても盛り込むべきである。	御意見の性能については、点数の設定に必要な基礎的データの蓄積が不足しているため、原案通りとしますが、性能基準により精緻な省エネ評価を行うことができます。なお、今後、この仕様基準による実績も踏まえ複雑になりすぎない範囲でご意見の趣旨を反映した基準への見直しも検討したいと考えています。	1
2 - 4 (3) 熱源機器の効率について	夜間の運転、低負荷時の運転など、運転状況に応じた算定ができるようにして頂きたい。	簡便な基準とするため原案の通りとしますが、性能基準により精緻な省エネ評価を行うことができます。なお、今後、この仕様基準による届出のデータの蓄積が十分になされた段階で複雑になりすぎない範囲においてご意見の趣旨を反映した基準への見直しも検討すべきと考えています。	8
	q _c 、q _h の値が学会やシンクタンク等で発表されたものと異なっている。数字の見直し、あるいは、根拠の明示が必要。	シミュレーション等で検討し用途及び地域の気候から算定したものです。（ご意見中の学会やシンクタンクの数値は、今回の対象としている機器のものではありません。）	2
	算定式は・・・Cw / 3,600 / α・・・は、Cw / (3,600 / α) が正しいのではないか。	α × Cw / 3,600に改めます。	2
	熱源機器の評価を火力平均の化石燃料消費を基準に定められた別表第3の換算値を用いて評価することは適当ではない。	別表第3については、省エネ法施行規則と整合を図っています。	8
	冷暖房排熱の大气放出量といった環境への配慮点も考慮して欲しい。	省エネ基準とは別に今後の検討課題とさせていただきます。	1
	最高レベルの1.20以上とすべきである。（1.25を達成できる機種がほとんどないため。）	シミュレーション等で検討した結果であること、1.25を達成できる機種もあることから、優れた省エネ措置を誘導するため、原案通りとします。	1
	ランク分けをもっと細かくすべきである。（5～6ランク）	簡便な基準とするため原案の通りとします。なお、今後、この仕様基準による届出のデータの蓄積が十分になされた段階で複雑になりすぎない範囲においてご意見の趣旨を反映した基準への見直しも検討すべきと考えています。	1
	周波数の扱いを考慮した表現とすべきである。	建設地における電力周波数の扱いについては解説書で示す予定です。	1
2 - 4 別表2について	地域区分 ～ の区分をもっと細分化すべきである。	簡便な基準とするため原案の通りとします。なお、今後、この仕様基準による届出のデータの蓄積が十分になされた段階で複雑になりすぎない範囲においてご意見の趣旨を反映した基準への見直しも検討すべきと考えています。	1
2 - 4 配点について	熱源機器の評価が20点刻みなものに対して、他が5点刻みであるため、熱源機器によって点数が大きく変わる。刻みをもっと小さくすべきである。	省エネルギー率をもとに点数を設定しているものであり、原案の通りとします。	1
3 - 4 について	駐車場は駐車のための施設となっているが、熱の発生が著しい自動車の駐車に限定した表現にした方がよい。	空調設備以外の機械換気設備を設けた駐輪場も本項目の該当部分に含まれます。その趣旨を解説書で示す予定です。	1

	駐車のためのスペースとは停留を含まないと解してよい。	空気調和設備以外の機械換気設備を設け、かつ、駐車に供する部分が主であれば、本評価項目の該当部分に含まれます。その趣旨を解説書で示す予定です。	1
	濃度制御に二酸化炭素の濃度制御を含むのは適切ではない。自動車は一酸化炭素の排出が支配的である。（東京都では、駐車場等にて二酸化炭素センサーを使わないように指導している。）	二酸化炭素による濃度制御も採用されているため、原案の通りとします。	1
4 - 4 (1) について	コンパクト型の性能は向上しているため蛍光灯の除外規定を外し直管型と同様に評価するべきである。	御意見の内容は、事務所用途に限定した場合には有効なものです。全用途の建築物を対象にする場合は原案の方が適当であると考えています。	1
	照明の質の維持のため、照明器具の遮光角による区分を追加し、数値の見直しをすべきである。	照明の質については4 - 4 (2) 器具効率で器具形状を分類し性能を評価することとしています。なお、遮光角については事務所に適した評価法ですが、全用途を対象とした場合にはなじみにくいとされています。	1
5 - 4 (3) 熱源機器の効率について	熱源機器の効率の基準値が空調等に比べて低い。省エネを促すには100%以上を15点、95%以上を10点、90%以上を5点とすべきである。	空調と給湯では熱源の種類が異なり、普及状況及びシミュレーションから原案が妥当なものであると考えています。	2
	別表第3の換算値を用いると電気が火力発電所の効率だけからとなってしまうため、全電源平均値を用いるべきである。	別表第3については、省エネ法施行規則と整合を図っています。	1
	自然冷媒ヒートポンプ給湯器を追加すべきである。（平成13年6月の省エネ部会報告書 3割以上省エネと記載されていた。）	効率によって評価を行うものとしており、自然冷媒ヒートポンプ給湯器についても評価が可能です。なお、評価の方法の詳細については解説書で提示する予定です。	7
別表第1について	学校等とはの例示中、「専門学校」を削除するとともに、「中等教育学校」、「高等専門学校」及び「各種学校」を例示に加えるべきである。 建築基準法、都市計画法において、大学、高等学校、専修学校、各種学校を対象にしているか否かを明確に規定している。 学校教育法においては、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校が定義されている。	「高等専門学校」を追加し、「専門学校」を「各種学校」と改め、建築基準法の用途の区分と整合を図ります。	1
	「その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの」について判断しやすい解説等が必要である。	解説書で建築基準法の用途に対応した一覧表を提示する予定です。	1
別表第3について	一般電気事業者の一次エネルギー換算値は1キロワット時につき9,830キロジュールではなく、5,500キロジュールとするべきである。 火力発電からのみ求めるのではなく、全電源評価とすべきである。	本告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくものであり、同法律の施行規則における電力使用量を熱換算する際の値（以下、「換算値」という。）と整合をとっています。	17
	発電効率等の向上を踏まえ、年度毎に換算値を更新すべきである。	実績との乖離が著しくなった場合には、換算値の改正を検討したいと考えています。	6

	「夜間買電を行う場合において」は、正確を期すため「昼間買電量と夜間買電量が特定できる場合においては」と修正すべきである。	御意見の趣旨も踏まえ、文言を修正し、文意を明確化します。	3
	夜間買電を行う場合に限らず、昼夜間の消費電力量を区分できる場合には、昼夜間別の換算値が使用できるようにすべきである。その方が省エネ法省令の定期報告書の考え方とも整合がとれる。	省エネ法施行規則においては、夜間買電を行う場合においてのみ昼夜間別の換算値が使用できることとしており、これと整合をとっています。	1
届出の中身について	仕様基準で計画書を提出する場合、計算根拠となる図書を添付する必要があるか。	届出の内容については、省令で定めるとともに、添付図書の標準的な様式の例を解説書で示す予定です。	1
複合用途の扱いについて	複数の用途の建築物の場合の分割基準を明確にしてください。	現行の運用を踏襲することとし、解説書で示す予定です。	1
評価方式の選択について	PALが仕様基準の場合、CEC / A C の計算はどうすればいいのか。	外壁等の熱の損失の防止について仕様基準で評価した場合もCEC / A C を性能基準で評価する場合はPALの値を算定する必要があります。	1
評価について	省エネルギー評価は、CO2発生量に変えるべきである。	本法律はエネルギーの使用の合理化を目的としたものであるため、エネルギー消費量により評価を行っています。	2
ヒートアイランド対策について	都市のヒートアイランド化防止の観点が不足している。	ヒートアイランド対策については、省エネ基準とは別に今後の検討課題としていきたいと考えています。	1